

## ○熊本県少年保護育成条例施行規則

(昭和46年6月30日規則第34号)

**改正** 昭和48年5月31日規則第33号 昭和52年3月31日規則第12号  
昭和57年6月30日規則第47号 昭和60年5月1日規則第29号  
昭和60年6月1日規則第31号 平成4年3月22日規則第9号  
平成8年8月30日規則第44号 平成8年9月17日規則第45号の2  
平成9年3月31日規則第28号 平成11年3月31日規則第16号  
平成12年3月31日規則第5号 平成12年12月28日規則第57号  
平成14年1月31日規則第2号 平成15年6月6日規則第36号  
平成16年7月14日規則第40号 平成18年1月20日規則第1号  
平成18年7月10日規則第54号 平成25年3月29日規則第6号  
平成25年7月9日規則第44号 平成25年12月6日規則第54号  
平成26年3月24日規則第5号 平成26年11月21日規則第39号  
平成28年3月29日規則第15号 平成28年3月29日規則第16号

熊本県少年保護育成条例施行規則をここに公布する。

### 熊本県少年保護育成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有害薬品類等の指定)

第2条 条例第4条第7号の規則で定める薬品類等は、次に掲げる薬品類等とする。

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第50条第11号の規定により厚生労働大臣が指定した医薬品

(2) 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第6の2に掲げる有機溶剤

2 条例第4条第8号の規則で定める衛生用品は、コンドームとする。

(深夜の立入りを禁止する営業等)

第2条の2 条例第8条第1項の規則で定める営業は、次に掲げるものとする。

(1) スロットマシン、テレビゲーム機その他硬貨、メダル又はカードを使用することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第5号に規定するものを除く。)

(2) 設備を設けて客に水泳、スケート、卓球、庭球、野球の練習、ゴルフの練習、玉突き、ボーリング又はアーチェリーを行わせるもの

(3) 個室を設け、当該個室において、客にカラオケ装置(伴奏音楽等に合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)による伴奏音楽等に合わせた歌唱させるもの

(興行者等の掲示)

第3条 条例第7条第3項の規定による掲示は、別記第1号様式により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による掲示は、別記第2号様式により行うものとする。

(少年に有害な図書等として指定されたものとみなす図書等)

第4条 条例第9条第3項各号に規定する規則で定める写真、図面又は場面は、次の各号のいずれかに該当するものを撮影し、又は描写した写真、図面又は場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

(1) 全裸又は半裸での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ア 陰部又は女性のでん部若しくは乳房を露出した姿態
- イ 自慰の姿態
- ウ 陰部、でん部又は乳房への愛ぶの姿態
- エ 排せつの姿態
- オ 緊縛の姿態

(2) 性交

(3) 性交に類する行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交を連想させる行為
- イ 強かん行為
- ウ 変態性欲に基づく性的な行為

(少年に有害な図書等として指定されたものとみなす図書等の認定方法)

第4条の2 条例第9条第3項各号に規定する卑わいな姿態等を撮影し、若しくは描写した写真若しくは図画及びその紙面数又は描写した場面及びその場面数若しくは時間の認定に当たっては、環境生活部の少年育成事務を担当する2人以上の職員が、視覚を通じて直接又はテレビ画面等に映し出される映像を観察する方法により確認し、又は測定することにより行うものとする。

(有害図書等の陳列方法等)

第4条の3 条例第9条の2第1項第1号の有害図書等を少年の目に触れさせない措置は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 条例第9条の2第1項第1号の場所を、壁、カーテンその他少年を当該場所に自由に出入りできなくするための物で仕切ること。
- (2) 有害図書等を、1冊ごとにビニールにより包装して陳列すること。
- (3) 有害図書等を、概ね150センチメートル以上の高さに陳列すること。
- (4) 有害図書等を、背表紙のみが客に見えるように陳列すること。
- (5) 前各号に掲げる措置以外の措置で有害図書等を、少年の目に触れさせないもの

2 条例第9条の2第1項第2号の措置は、別記第2号様式の2により行うものとする。

3 条例第9条の2第2項の規定による勧告は、有害図書等陳列場所変更等勧告書(別記第2号様式の3)により行うものとする。

- 4 条例第9条の2第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について、熊本県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。
    - (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
    - (2) 公表の原因となる事実
  - 5 条例第9条の2第4項の規定による通知は、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間において、意見の聴取通知書(別記第2号様式の4)により行うものとする。
  - 6 知事が、条例第9条の2第4項の規定による通知をした場合において、当該通知を受けた者(以下この条において「当事者」という。)は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、意見の聴取期日等変更申出書(別記第2号様式の5)により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。
  - 7 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。
  - 8 知事は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を意見の聴取期日等変更通知書(別記第2号様式の6)により当事者に通知しなければならない。
  - 9 条例第9条の2第4項に規定する代理人は、各自、当事者のために、意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
  - 10 前項の代理人の資格は、代理人選任届出書(別記第2号様式の7)を知事に提出して証明しなければならない。
  - 11 第9項の代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書(別記第2号様式の8)により、その旨を知事に届け出なければならない。  
(少年に有害ながん具類等として指定されたものとみなすがん具類等)
- 第4条の4 条例第10条第3項の規則で定めるがん具類等は、次の各号のいずれかに該当するがん具類等とする。
- (1) 男女の性器の形状又はこれに著しく類似する形状を有するがん具類等
  - (2) 男性の性器を包み込み、又は女性の性器に挿入する構造を有するがん具類等で、電動式の振動機を内蔵し、又は装着できる構造を有するもの
  - (3) 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ人形となるものを含む。)
  - (4) 男性の性器に装着する構造を有するがん具類等
- (少年に有害ながん具類等として指定されたものとみなすがん具類等の認定方法)
- 第4条の5 条例第10条第3項の規定で定めるがん具類等の認定に当たっては、環境生活部の少年育成事務を担当する2人以上の職員が、視覚を通じて確認することにより行うものとする。
- (広告物の内容変更等の命令)

第5条 条例第11条第3項の規定による命令は、広告物措置命令書(別記第3号様式)により行うものとする。

(自動販売機による図書等の販売の届出等)

第6条 条例第12条の2第1項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えた図書等の自動販売機による販売届出書(別記第4号様式)を知事に提出して行うものとする。

(1) 自動販売機の設置場所付近の見取図

(2) 図書等を自動販売機により販売しようとする者の住民票の写し(法人にあっては、その法人の登記事項証明書)

(3) 自動販売機を設置しようとする場所の使用に係る権原を証する書類

2 条例第12条の2第2項の規定による表示は、表示票(別記第5号様式)により行うものとする。

3 条例第12条の2第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による届出は、変更の場合にあっては図書等の自動販売機による販売に係る届出事項変更届出書(別記第6号様式)を、廃止の場合にあっては図書等の自動販売機による販売廃止届出書(別記第7号様式)を知事に提出して行うものとする。

(1) 図書等を自動販売機により販売する者の氏名、住所又は電話番号(法人その他の団体にあっては、名称若しくは代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は電話番号)

(2) 自動販売機の機種

(3) 自動販売機に収納する図書等の種類

(弁明の機会の付与の省略)

第6条の2 条例第12条の3第3項の規定により有害図書等の撤去を命ずる場合において、第4条の2に規定する職員が、当該図書等を同条に規定する方法により、第4条第1号アからウまで、第2号又は第3号アに該当するものと確認し、若しくは測定し、少年に有害な図書等として指定されたものとみなしたときは、熊本県行政手続条例(平成7年熊本県条例第53号)第13条第2項第3号の規定により、弁明の機会を付与しない。(措置命令等)

第6条の3 条例第12条の3第3項から第5項までの規定による命令は、図書等の自動販売機措置命令書(別記第7号様式の2)により行うものとする。

2 知事は、条例第12条の3第4項の規定による営業の停止を命じたときは、当該命令に係る自動販売機に標章(別記第7号様式の3)をはり付けるものとする。

(衛生用品の撤去等の命令)

第7条 条例第12条の4第2項の規定による命令は、衛生用品措置命令書(別記第8号様式)により行うものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対する勧告等)

第7条の2 条例第18条の3第5項の規定による勧告は、携帯電話インターネット接続役務提供に係る説明書面交付等勧告書(別記第8号様式の2)により行うものとする。

- 2 条例第 18 条の 3 第 6 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、熊本県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。
  - (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 公表の原因となる事実
- 3 条例第 18 条の 3 第 7 項の規定による通知は、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間において、意見の聴取通知書（別記第 2 号様式の 4）により行うものとする。
- 4 知事が条例第 18 条の 3 第 7 項の規定による通知をした場合において、当該通知を受けた者（以下この条において「当事者」という。）は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、意見の聴取期日等変更申出書（別記第 2 号様式の 5）により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。
- 5 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。
- 6 知事は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を意見の聴取期日等変更通知書（別記第 2 号様式の 6）により当事者に通知しなければならない。
- 7 条例第 18 条の 3 第 7 項に規定する代理人は、各自、当事者のために、意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 8 前項の代理人の資格は、代理人選任届出書（別記第 2 号様式の 7）を知事に提出して証明しなければならない。
- 9 第 7 項の代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書（別記第 2 号様式の 8）により、その旨を知事に届け出なければならない。  
（立入調査を行う職員の指定等）

第 8 条 条例第 19 条第 1 項の規定による職員の指定は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

- (1) 環境生活部の少年育成事務を担当する職員
- (2) 広域本部地域振興局の少年育成事務を担当する職員
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者で知事が特に必要と認めるもの

2 条例第 19 条第 3 項の証票は、立入調査員証（別記第 9 号様式）によるものとする。

#### 附 則

この規則は、昭和 46 年 8 月 1 日から施行する。

#### 附 則(昭和 48 年 5 月 31 日規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年 3 月 31 日規則第 12 号)

この規則は、昭和 52 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 6 月 30 日規則第 47 号)

この規則は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 5 月 1 日規則第 29 号)

この規則は、昭和 60 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 6 月 1 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 22 日規則第 9 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 21 日から施行する。

附 則(平成 8 年 8 月 30 日規則第 44 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第 6 条第 3 項の規定により表示された表示票は、改正後の第 6 条第 2 項の規定により表示された表示票とみなす。

3 熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例(平成 8 年熊本県条例第 50 号。以下「平成 8 年改正条例」という。)附則第 3 項の規定により読み替えて適用される平成 8 年改正条例による改正後の熊本県少年保護育成条例(昭和 46 年熊本県条例第 30 号。以下「新条例」という。)第 12 条の 5 第 1 項の規定による届出に対する改正後の第 7 条の 2 第 1 項の規定及び別記第 8 号様式の 2 の適用については、同項第 2 号及び第 3 号中「営もうとする」とあるのは「営む」と、同様式中「営業したい」とあるのは「営業している」と、「営もうとする」とあるのは「営む」と、「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。

4 平成 8 年改正条例附則第 5 項の規定により読み替えて適用される新条例第 12 条の 5 第 2 項の規定による届出に対する改正後の第 7 条の 2 第 2 項の規定及び別記第 8 号様式の 3 の適用については、同項第 2 号中「販売しようとする」とあるのは「販売している」と、同項第 3 号中「設置しようとする」とあるのは「設置している」と、同様式中「販売したい」とあるのは「販売している」と、「販売しようとする」とあるのは「販売している」と、「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、「開始予定

年月日」とあるのは「開始年月日」と、「設置しようとする」とあるのは「設置している」とする。

附 則(平成8年9月17日規則第45号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第28号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第16号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の(中略)熊本県少年保護育成条例施行規則(中略)(以下「墓地、埋葬等に関する法律施行細則等」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の墓地、埋葬等に関する法律施行細則等の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成12年3月31日規則第5号)抄

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行(中略)する。

附 則(平成12年12月28日規則第57号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年1月31日規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月6日規則第36号)

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成16年7月14日規則第40号)

- 1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条、第4条の2、第4条の5及び第6条の2の規定は、平成16年8月1日以後において店舗に陳列され、又は自動販売機に収納されている図書等又はがん具類等について適用する。

附 則(平成18年1月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年7月10日規則第54号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 6 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県種畜貸付規則、熊本県水産業協同組合法施行細則、熊本県牧野法施行細則、熊本県家畜改良増殖法施行細則、熊本県税条例施行規則、熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する規則、熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例施行規則、熊本県土地区画整理法施行細則、熊本県分収造林指導規則、熊本県税災害減免条例施行規則、熊本県屋外広告物条例施行規則、熊本県税特別措置条例施行規則、熊本県港湾管理条例施行規則、熊本県養蜂振興法施行細則、熊本県宅地造成等規制法施行細則、熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則、熊本県林業種苗法施行細則、熊本県水質汚濁性農薬の使用規制に関する規則、熊本県自然環境保全条例施行規則、熊本県が管理する港湾の港湾区域等における行為の許可手続等に関する規則、熊本県森林組合法施行細則、熊本県景観条例施行規則、熊本県砂防指定地管理条例施行規則及び熊本県産業廃棄物税条例施行規則(以下「熊本県種畜貸付規則等」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県種畜貸付規則等の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成 25 年 7 月 9 日規則第 44 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県少年保護育成条例施行規則の規定により提出されている申出書その他の書類は、改正後の熊本県少年保護育成条例施行規則の規定により提出された申出書その他の書類とみなす。

附 則(平成 25 年 12 月 6 日規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日規則第 5 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 21 日規則第 39 号)

- 1 この規則は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。



- 2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の熊本県薬事法施行細則の規定により知事に提出されている申請書その他の書類は、第2条の規定による改正後の熊本県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定により知事に提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成28年3月29日規則第15号)

この規則は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第2条の2第1号の改正規定(「国家公安委員会規則で定める」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

[別紙参照]

別記第2号様式(第3条関係)

[別紙参照]

別記第2号様式の2(第4条の3関係)

[別紙参照]

別記第2号様式の3(第4条の3関係)

[別紙参照]

別記第2号様式の4(第4条の3、第7条の2関係)

[別紙参照]

別記第2号様式の5(第4条の3、第7条の2関係)

[別紙参照]

別記第2号様式の6(第4条の3、第7条の2関係)

[別紙参照]

別記第2号様式の7(第4条の3、第7条の2関係)

[別紙参照]

別記第2号様式の8(第4条の3、第7条の2関係)

[別紙参照]

別記第3号様式(第5条関係)

[別紙参照]

別記第4号様式(第6条関係)

[別紙参照]

別記第5号様式(第6条関係)

[別紙参照]

別記第6号様式(第6条関係)

[別紙参照]

別記第7号様式(第6条関係)

[別紙参照]

別記第7号様式の2(第6条の3関係)

[別紙参照]

別記第7号様式の3(第6条の3関係)

[別紙参照]

別記第8号様式(第7条関係)

[別紙参照]

様式第8号様式の2(第7条の2関係)

[別紙参照]

別記第9号様式(第8条関係)

[別紙参照]